資料１

○北名古屋市地域公共交通会議条例

平成25年３月27日

条例第６号

（設置）

第１条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、北名古屋市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　市内における適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項

(2)　交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第３条　交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(2)　市議会議員

(3)　自治会長

(4)　商工会の会員

(5)　高齢者福祉団体に所属する者

(6)　障害者福祉団体に所属する者

(7)　女性団体に所属する者

(8)　国土交通省中部運輸局長又はその指名する者

(9)　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

(10)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から起算して２年とし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　交通会議に会長及び副会長を各１人置き、委員の互選により定める。

２　会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　交通会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４　会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（協議結果の取扱い）

第７条　関係者は、会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第８条　交通会議の庶務は、防災環境部において処理する。

（雑則）

第９条　この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。